

# 岩手県代協かわら版



2019年度

第4号

発行日

2019. 11. 6

〒020-0025 盛岡市大沢川原 3-1-2 盛岡浴友会館 2F

一般社団法人 岩手県損害保険代理業協会

TEL (019) 613-7979 FAX (019) 613-7989



## ＜地震保険普及キャンペーンが開催されました＞

昨年度から地震保険普及キャンペーンの実施は盛岡支部と他1支部で開催しております。今年度は盛岡支部と沿岸支部での開催となりました。

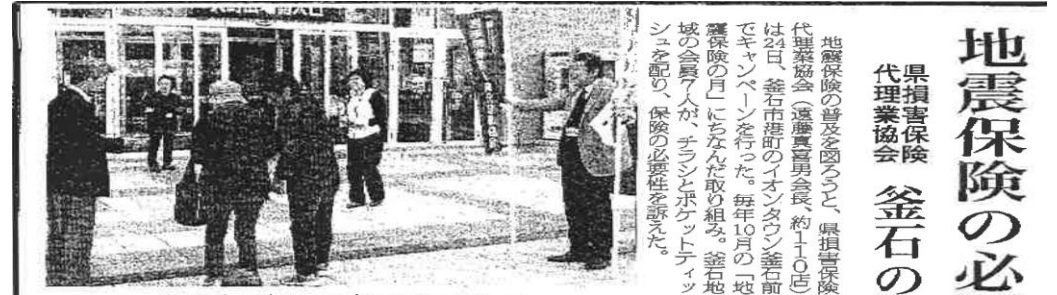
盛岡支部は10月23日（水）盛岡駅前にて朝8時から、盛岡支部会員・保険会社社員総勢17名で通勤・通学等の方々にキャンペーンのチラシとティッシュを配りました。

沿岸支部は10月24日（木）イオンタウン釜石にて11時から、沿岸支部会員7名で、イオンタウン釜石を訪れた方々に地震保険への加入を呼びかけました。

ご協力いただきました皆様、お疲れ様でした。

また、沿岸支部の活動記事が10月26日復興釜石新聞に掲載されました。

【右：10.26 復興釜石新聞記事】



地震保険への加入を呼び掛けたキャンペーン

地震保険の普及を図ろうと、県損害保険代理業協会（盛岡支部会長、約100名）は24日、釜石市街のイオンタウン釜石前でキャンペーンを行った。毎年10月の「地震保険の月」にちなんで取り組み。釜石地域の会員7人が、チラシとポケットティッシュを配り、保険の必要性を訴えた。

地震保険は、地震による被害者の生活を安定させることを目的に1996年に制定された「地震保険に関する法律」に基づき、政府も一般的な火災保険と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険。地震や噴火、津波による損害を補償する。火災保険とセットで契約する必要があり、契約金額は火災保険の契約額の30～50%の範囲内。対象は居住用の建物と家財に限定され、建物は5千万円、家財は1千万円が上限額となっている。

同協会沿岸支部の佐々木至徳（よしのり）支部長によると、東日本大震災後に釜石地域の地震保険への加入率は上がったものの、ここ数年は下降傾向。市内陸部の加入率は低く、沿岸部との意識差も感じられるという。

地震が起因する火災と損害の対価外で補償される。過去の震災で不足が多かったことから、キャンペーンでは火災保険だけでなく地震の損害は補償されません。なまこや買い物客らに伝える。

佐々木支部長は「加入していただくことで震災時に助かる人もいます。被災時に生活費やローンなどにも充てられる生活の再建の意味は大きい役割です。正しい認識を持ってほしい。必要性を確認し、ぜひ加入していただきたい」と呼び掛けた。

損害保険各社でつくる損害保険料率算

## 地震保険の必要性アピール

### 地震保険 釜石の加入率は下降気味

出機構の調査によると、2018年度の県の地震保険世帯加入率は24.6%で、全国平均の32.2%より7.6ポイント下回っている。



【キャンペーン終了後の集合写真：盛岡支部】



【キャンペーン終了後集合写真：沿岸支部】

